

議案第94号

和光市副市長定数条例の一部を改正する条例を定めることについて

和光市副市長定数条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

和光市副市長定数条例の一部を改正する条例

和光市副市長定数条例（平成21年条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
和光市の副市長の定数は、 <u>2人以内</u> とする。	和光市の副市長の定数は、 <u>1人</u> とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年11月30日提出

和光市議会議長 富澤 啓二 様

提出者 和光市議会議員

鎌田 泰春
岩澤 侑生
吉田 武司
安保 友博
伊藤 妙子
鳥飼 雅司
赤松 祐造

提 案 理 由

市役所のガバナンス体制の強化及び組織マネジメントの推進を図る観点から、副市長の定数を「2人以内」とするため、地方自治法第112条及び和光市議会会議規則第14条第1項の規定により、この案を提出するものである。